

令和 7 年

渡島西部広域事務組合議会

第 2 回定例会 会議録

令和 7 年 9 月 5 日 開会
令和 7 年 9 月 5 日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願い致します。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次

令和7年9月5日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	3
○ 出席議員	3
○ 欠席議員	3
○ 出席説明員	3
○ 欠席説明員	3
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	3
○ 開会	4
○ 開議宣告	4
○ 議事日程	4
○ 幹事の挨拶	4
○ 管理者の挨拶	4
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	5
○ 日程第2 会期の決定	5
○ 日程第3 諸般の報告	5
○ 日程第4 管理者の行政報告	5
○ 日程第5 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	6
○ 日程第6 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	7
○ 日程第7 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	8
○ 日程第8 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
○ 日程第9 議案第5号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	10
○ 日程第10 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11
○ 日程第11 議案第7号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例	12
○ 日程第12 報告第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について	13
○ 日程第13 認定第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	13
○ 日程第14 議案第8号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）	20
○ 日程第15 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	22
○ 閉会の議決	23
○ 閉会宣告	23

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
報告 1	令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について	9月5日	報告済
1	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	9月5日	原案可決
2	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	9月5日	原案可決
3	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	9月5日	原案可決
4	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9月5日	原案可決
5	渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9月5日	原案可決
6	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9月5日	原案可決
7	渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例	9月5日	原案可決
8	令和 7 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）	9月5日	原案可決
認定 1	令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	9月5日	原案認定

令和 7 年 第 2 回定例会
令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）第 1 号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 管理者の行政報告
日程第 5 議案第 1 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 6 議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 7 議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 8 議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第 5 号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11 議案第 7 号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例
日程第 12 報告第 1 号 令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 13 認定第 1 号 令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 14 議案第 8 号 令和 7 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 15 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12 番	溝部 幸基（福島町）	1 番	佐藤 孝男（福島町）
	2 番	沼山 雄平（松前町）	3 番	廣瀬 雅一（木古内町）
	4 番	相澤 巧（木古内町）	5 番	山田 顕人（知内町）
	6 番	木村 隆（福島町）	7 番	木村 一（知内町）
	8 番	堺 繁光（松前町）	9 番	谷口 康之（知内町）
	10 番	伊藤 幸司（松前町）	11 番	又地 信也（木古内町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（17名）

管 理 者	鳴海 清春	副管理者	小鹿 一彦	幹 事	尾坂 一範
参 与	若佐 智弘	参 与	西山 和夫	監査委員	本庄屋 誠
幹 事	三原 知明	幹 事	羽沢 裕一	衛生センター長	堺 泰幸
会計管理者	古一 直喜	事務局長	要田 吾朗	知内消防署長	成澤 悟
消 防 長	伊藤 則幸	福島消防署長	住吉 竜大	衛生センター副長	佐藤 拓海
木古内消防署長	石塚 睦	消防本部主幹	大野 泰輔		

◎欠席説明員（2名） 参 与 鈴木 慎也 松前消防署長 小川 隆広

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次 長	梅岡 忍	書 記	上田 沙恵	書 記	田中 優香
-----	------	-----	-------	-----	-------

◎開会・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

出席、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和7年第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎幹事の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、前知内町幹事の大野 樹 氏が退任し、後任に三原 知明 統括監が、7月1日付で知内町幹事に就任しております。

申し出がありますので、就任挨拶を行います。

三原知明幹事。

○知内町幹事（三原知明）

7月1日から知内町の統括監を務めております、三原知明と申します。また、併せまして同日付で渡島西部広域事務組合の幹事の辞令も頂戴しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

就任挨拶を終わります。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

どうもご苦労様でございます。

令和7年第1回定例会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会にご出席を頂き、誠に有難うございます。

さて、今年の夏は、昨年に引き続き全国各地で記録的な猛暑が続き、加えて、各地でクマによる被害が発生してございます。

そのような中、福島町において、7月12日に町民がヒグマに襲われ、尊い命が奪われてございます。改めて、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りさせていただきたいと思っております。

なお、この度の事故を受けて、福島町に道内初のヒグマ警報が発令され、当組合の消防職員も24時間体制でのパトロールを行っております。対応に当たられた職員の皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。

お陰様で加害個体のヒグマは駆除され、8月11日を持ってヒグマ注意報が解除となっております。

ただ、現在も各地においてヒグマの出没が相次いでおりますので、構成町におかれましては、町民の生命を守ることを第一優先に対応をお願いするものであります。

次に、本日の議案にもありますように、令和6年度の決算において、26,690千85円の繰越額を計上してございます。

令和6年度の決算審査意見書にもありますように、今後も構成四町の負担金を持って運営されていることを職員一人ひとりが自覚し、もって職員の創意工夫と意識改革を積極的に進めることで、組合の最大の目的である効率性を追求しつつ、適正な組合運営に努めて参る所存でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

それでは、本日の議案の内容についてですが、報告事項が1件、規約等の変更が3件、条例の一部改正が4件、及び令和7年度一般会計補正予算が1件並びに令和6年度一般会計歳入歳出決算認定が1件の計10件の議案審議をお願いするものでございます。

次に、補正の主な内容ですが、令和6年度決算が確定したことにもなう剰余還付金と、衛生部門繰越金7,129千円及び令和5年11月に発生したリサイクルプラザの災害保険金22,128千円を、衛生センター施設整備基金へ積み立てるほか、本年5月21日に発生したリサイクルプラザの爆発事故に対する修繕費等の補正となっております。

なお、議案につきましては、担当者から詳しく説明を致しますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いを致します。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は規定に基づき、10番伊藤 幸司議員、11番又地 信也議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

令和7年渡島西部広域事務組合議会第2回定例会の開催にあたり、令和7年第1回臨時会以降の行政報告を申し上げます。

1 衛生関係について。

(1) リサイクルプラザの爆発事故について。

5月21日（水）午後2時10分頃、衛生センター内のリサイクルプラザの破砕機内で爆発事故が発生し、受入ホッパ点検口や爆風口等が破損しましたが、この爆発による人的被害はありませんでした。

爆発の原因につきましては、携帯ガスボンベ等が不燃ごみに混入し、ごみを破砕する際に爆発したも

のと判定しており、契約業者に対して、改めて携帯ガスボンベ等の取り扱いの徹底と、構成町広報誌にてごみ分別の徹底を町民に周知してございます。

なお、この度の事故で発生した施設の修繕費を、本議会へ補正計上してございますので、ご理解をお願いするものであります。

2 消防関係について。

(1) ヒグマ警報に伴う署員による町内巡回について。

7月12日（土）に福島町三岳地区において、新聞配達員の50代男性がヒグマに襲われて亡くなるという痛ましい事故が発生してございます。これを受け、福島町全域にヒグマ警報が発令され、福島消防署においては福島町及び松前警察署と連携し、24時間体制で巡回パトロールを実施しました。加害個体のヒグマは7月18日（金）にハンターにより駆除されましたが、引き続きヒグマ注意報が発令されたことから夜間の巡回パトロールを継続しておりましたが、8月11日をもって注意報も解除されたことから通常体制に戻してございます。

他の行事等につきましては、諸般の報告に整理してございますので、後ほど参照していただきたいと思いますのでございます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更を、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗 事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、資料1議案と資料2説明資料をご用意いたします。

資料1議案の7ページをお願いします。

議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明しますので、資料2説明資料の5ページをお願いします。

議案第1号関係 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更です。

1 提案の理由。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する団体である「江差町・上ノ国町学校給食組合」が、令和7年3月31日付で解散したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更しようとするものです。

2 変更の内容。

別表第1より、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削除するもので、下記の新旧対照表に記載のとおりです。

3 施行期日。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行します。

なお、議案の7ページに北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約を掲載しております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号に賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更を、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗 事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

資料1 議案の9ページをお願いします。

議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明しますので、資料2説明資料の6ページをお願いします。

議案第2号関係 北海道市町村総合事務組合規約の変更です。

1 提案の理由。

北海道市町村総合事務組合を構成する団体である「江差町・上ノ国町学校給食組合」が、令和7年3月31日付で解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものです。

2 変更の内容。

別表第1 檜山振興局(11)の項中「(11)」を「(10)」に改め、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削り、また、別表第2の9の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るもので、下記の新旧対照表に記載のとおりです。

3 施行期日。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行します。

なお、議案の9ページに北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を掲載しております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号に賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更を、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗 事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

資料1 議案の11ページをお願いします。

議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明しますので、資料2 説明資料の7ページをお願いします。

議案第3号関係 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更です。

1 提案の理由。

北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体である「江差町・上ノ国町学校給食組合」が、令和7年3月31日付で解散したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更しようとするものです。

2 変更の内容。

別表(2)より「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削除するもので、下記の新旧対照表に記載のとおりです。

3 施行期日。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行します。

なお、議案の11ページに北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約を掲載しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第3号に賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等条例の一部改正を、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

資料1 議案の13ページをお願いします。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明しますので、資料2説明資料の8ページをお願いします。

議案第4号関係。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。

1 改正の理由。

年末年始の休日については、国及び北海道が12月29日から1月3日としているため、近年、道内の市町村においても同日にする傾向にあり、当組合の構成町においても、既に改正又は今年度改正予定となっており、今後の円滑な広域行政事務を図るため、当条例の一部を改正するものです。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、出産・育児を理由とした離職防止として、仕事と家庭生活の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備を図るため、併せて条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容。

(1) 年末年始の休日の変更、第8条関係です。

休日の日を次のとおり変更します。

表に記載してありますように、年末年始の休日について、改正前12月31日から翌年の1月5日までの日を、改正後12月29日から翌年の1月3日とするものです。

改正前、改正後とも6日間で日数の変更はありません。

(2) 妊娠・出産について申出をした職員に対する意向確認等、第16条の2関係です。

職員に対し、出生時及び育児期両立支援制度等の請求申告又は申出に係る意向を確認するための面談や、その他の措置を講ずるため、条文を追加します。

また、条文の追加に伴う引用条項や条項ずれについても整理します。

3 施行期日等。

(1) この条例は、令和7年10月1日から施行します。ただし、第1条の規定及び次条の規定は、公布の日から施行します。

(2) 経過措置として、第16条の2第2項各号に掲げる措置については、この条例の施行の日前においても措置を講ずることができることとします。

なお、条例の新旧対照表については、議案の13ページから掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第4号 休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮り致します。
議案第4号を可決することに賛成の方は起立をお願いします。
起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

◎議案第5号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第5号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与・費用弁償条例の一部改正を、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

資料1 議案の17ページをお願いします。

議案第5号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明しますので、資料2 説明資料の9ページをお願いします。

議案第5号関係。渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

1 改正の理由、及び2 改正の内容、(1)年末年始の休日の変更。第12条関係につきましては、先ほど議決いただきました議案第4号前段と同様の内容ですので、割愛させていただきます。

3 施行期日。

この条例は、公布の日から施行します。

なお、条例の新旧対照表については、議案の17ページから掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第5号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第5号は可決致しました。

◎議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第6号 職員の育児休業等条例の一部改正を、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

資料1 議案の19ページをお願いします。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容を説明しますので、資料2 説明資料の10ページをお願いします。

議案第6号関係。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

1 改正の理由。

先ほど議決いただきました議案第4号後段と同様の内容ですので、割愛させていただきます。

2 改正の内容。

(1) 法律改正に伴う引用条項部分の改正、第1条関係です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の第19条の改正により、同条項が繰下げとなったことから条文の改正をします。

(2) 第1号部分休業の取得可能時間の柔軟化、第17条関係です。

現行の部分休業、1日につき2時間を超えない範囲で30分を単位に承認することについて、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止します。

(3) 第2号部分休業の新設、第17条の2～5関係です。

現行の第1号部分休業の請求パターンに加え、第2号部分休業として新たな請求パターンを以下のとおり導入するため、条文の新設を行います。

①条例で定める請求期間については、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

②第2号部分休業の取得時間は、1年度につき10日相当の範囲で承認となります。

③承認単位は、原則として1時間を単位として承認します。

④条例で定める特別の事情による請求パターンの変更については、配偶者等の入院や別居等により、請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合、請求した部分休業のパターンを変更できることとします。

3 施行期日等。

(1) 令和7年10月1日から施行します。

(2) 経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の請求可能期間が平年の半分の6ヵ月となるため、5日相当とします。

なお、条例の新旧対照表については、議案の19ページから掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮り致します。
議案第6号を可決することに賛成の方は起立を願います。
起立全員であり、議案第6号は可決致しました。

◎議案第7号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第7号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正を、議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

堺 泰幸衛生センター長。

○衛生センター長（堺 泰幸）

それでは議案第7号の説明をしますので、ナンバー1の定例会議案の23ページをお願い致します。

議案第7号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例について。

渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容についてご説明いたしますので、ナンバー2の説明資料の11ページをお開きください。

議案第7号関係。渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例について。

1の提案の理由について。

年末年始の休日については、国及び北海道が12月29日から1月3日としているため、近年、道内の市町村においても同日にする傾向があり、渡島管内の市町においても、既に改正又は今年度改正予定となっていることから、当組合としても今後の円滑な行政事務を図るため、当条例の一部を改正するものです。

また、休業日の改正にともない最終営業日の搬入時間の改正も必要なことから、同様に改正するものでございます。

2の改正の内容について。

衛生処理条例の休業日の変更については、12月31日から翌年の1月6日までを、12月29日から翌年の1月3日までに変更となります。

衛生処理条例の最終営業日の変更については、12月30日にあつては午前11時30分までを、最終営業日にあつては午前11時30分までに変更するものです。

3の施行期日については、公布の日から施行致します。

以上で、第7号議案の説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第7号を可決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第7号は可決致しました。

◎報告第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（溝部幸基）

日程第12 報告第1号 令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書を議題と致します。

内容の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、資料1議案の5ページをお願いします。

報告第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したの
で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

6ページをお願いします。

繰越明許費に係る繰越計算書を調整致しましたのでご報告致します。

令和6年度から令和7年度に繰り越した2事業で、2月28日に開催された第1回定例会において繰
越事業としたものです。

いずれも4款消防費、3項消防施設費となっており、まず、福島消防署消防指揮広報車購入事業
で、翌年度繰越額が1,232万1千円です。

次に、知内消防署消防広報車購入事業で、翌年度繰越額が1,123万7千円、合計2,355万8千円で
す。

当該2事業につきましては、第1回定例会でご説明したとおり、該当車輛が年度内に納入できない
ものでしたが、福島消防署、知内消防署においても、契約の相手方と連絡を密にし、納期内の納入に
向けて順調に進んでいることを確認しております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

報告第1号を終わります。

◎認定第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第13 認定第1号 令和6年度一般会計歳入歳出決算認定を議題と致します。

地方自治法第233条第5項、第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これら
も含めて審査致します。

お諮り致します。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。

監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提案理由、決算内容の説明、実質収支調書、財産調書、基金運用状況の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

資料1議案と資料3決算書、資料4決算説明書をご用意いたします。

それでは、資料1議案の51ページをお願いします。

認定第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、決算の内容について、説明致します。

資料4決算説明書の5ページをお願いします。

令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書の中段をご覧ください。

歳入決算額16億7,662万8,094円、歳出決算額16億4,993万8,009円、歳入歳出差引額2,669万85円、これを令和7年度へ繰り越しました。

下段の表、決算の業務別内訳の歳入歳出差引額欄をご覧ください。

差引額の内訳は、衛生関係が712万8,855円、消防関係が1,956万1,230円となっております。

後ほど17ページの一般会計決算精算表で、基金積立金や構成町への還付金について説明致します。

6ページをお願いします。

「款別歳入決算額の状況」について説明致します。

表の下段の合計欄をご覧ください。

予算額16億9,666万8千円、調定額17億18万6,094円、収入済額16億7,662万8,094円で、対調定額収入割合は98.6%でございます。

収入未済額2,355万8千円につきましては、1款分担金及び負担金同額で先ほど報告いたしました繰越明許費によるものです。

表の右端をご覧ください。

歳入に占める款別の割合は、1款分担金及び負担金が全体の87.7%、2款使用料及び手数料が6.0%、以下、表のとおりでございます。

なお、予算科目ごとの内容につきましては、資料3決算書の13ページから16ページに記載しておりますので、後ほど、ご確認願います。

7ページをお願いします。

(1) 組合負担金の状況です。

衛生関係分の負担金は、表中段の小計、右端合計欄4億1,239万3千円、また、消防関係分は、下から2行目の小計10億5,830万円で、負担金合計額は、14億7,069万3千円となりました。

8ページをお願いします。

(2) 組合手数料の状況です。

し尿処理手数料から消防手数料までの収入済額の合計は、1億31万5,165円となりました。

この内、し尿処理手数料は8,545万1,520円で全体の85.2%、また、浄化槽汚泥処理手数料は1,009万4千円で10.0%、以下ごみ処理手数料、消防手数料の順となっております。

(3) 組合債の状況です。

令和6年度の起債借入はありませんでした。

9ページをお願いします。

「款別歳出決算額の状況」です。

表の下、合計をご覧ください。

予算現額16億9,666万8千円に対し、支出済額が16億4,993万8,009円、不用額は4,672万9,991円、執行割合の対予算現額は97.2%でございます。

なお、不用額には繰越明許費2,355万8千円を含んでおります。

10ページをお願いします。

(1) 性質別経費の状況です。

款別の歳出決算額を性質別に、また、前年度との対比を記載した表となります。

表の左下、下から2段目、合計の令和6年度と令和5年度の前年比をご覧ください。

人件費は前年比4.0%の増、物件費は0.2%の増、補助費等は、退職手当組合清算還付金等により43.6%の増、維持補修費は、衛生関係修繕費の減により21.1%の減、衛生センター施設整備基金対応事業費の増及び消防車輛購入事業の繰越に伴う減により建設事業費全体では6.9%の増、公債費は0.3%の減、積立金については、令和5年度においては知内町と木古内町の負担金による積立てがありましたが、令和6年度は木古内町のみ、負担金により積立しているため、43.0%の減、合計では前年比1.8%の増となりました。

11 ページをお願いします。

(2) 款及び節別支出一覧表です。

款別の歳出決算額と構成比を節別に記載した表です。

1 節報酬は、議員12名、監査委員2名、消防団員294名（年度末現在）に対する報酬です。

支出額は2,126万7,332円となりました。

2 節給料から4 節共済費までの職員110名に対する人件費は、合計8億3,601万8,901円で構成比50.6%となりました。

なお、職員数は前年度より5名減となっております。

7 節報償費以下、記載のとおりとなっております。

12 ページをお願いします。

(3) 普通建設事業費の状況です。

議会から木古内消防署までの普通建設事業を12ページから13ページに記載しております。

事業費合計は、13ページの合計欄記載のとおり1億3,232万3,351円です。

財源内訳は、国道支出金346万円、その他5,018万2千円は全額、衛生センター施設整備基金で、一般財源が7,868万1,351円です。

1千万円以上の大型事業は、衛生センターで統合化制御装置用部品更新工事、浸出水処理施設計装設備更新工事の2事業となっております。

14 ページをお願いします。

(4) 職員等給与費の状況です。

職員数の詳しい内訳につきましては、30ページに記載しておりますので、後ほど参照願います。

令和6年度の職員110名のうち派遣職員2名を除く108名分の給与費です。

表右端合計をご覧ください。

給料が3億9,060万9,200円、職員手当等が小計2億8,917万179円、共済費等が小計1億5,627万8,480円、給与費合計で8億3,605万7,859円となりました。

15 ページをお願いします。

「その他の参考資料」で、(1) 組合債未償還元金現在高です。

表下の合計欄を左から順に説明致します。

令和5年度末現在高は、5億5,697万6,753円でした。

令和6年度起債額は0円、償還額は1億954万1,919円で、令和6年度末現在高は、4億4,743万4,834円となりました。

なお、令和6年度の支払利子は、153万6,353円でした。

16 ページをお願いします。

(2) 組合債未償還元利償還表です。表右下の合計をご覧ください。

未償還元金は、ただいま説明しました4億4,743万4,834円、また、これに係る利子は、395万5,633円で、合計4億5,139万467円が、令和6年度末現在の未償還元利償還額です。

この内、衛生分は3億8,178万1,901円、消防分は6,960万8,566円です。

17 ページをお願いします。

(3) 令和6年度一般会計決算精算表です。

この表は、決算繰越額 2,669 万 85 円を構成町持分額で表したものとなっております。

Aの衛生部門繰越額 712 万 8,855 円は、衛生センター施設整備基金に全額積立て致します。

Bの消防部門繰越額 1,956 万 1,230 円は、構成町に還付致します。

(4) 令和6年度基金積立内訳です。

衛生センター施設整備基金は、表の一番下計欄の左から、令和5年度末現在高 1 億 6,082 万 5,773 円に、令和6年度積立額小計 2,515 万 9,317 円を積立てし、普通建設事業費の状況で説明致しました令和6年度事業費の財源に充てるため、5,018 万 2 千円を基金から取り崩しましたので、令和6年度末現在高は、1 億 3,580 万 3,090 円となっております。

構成町別の現在高は記載のとおりです。

18 ページをお願いします。

(5) 構成町別負担金算出基準です。

構成町の負担金につきましては、組合規約第 15 条第 2 項に基づき、経費ごとに、均等割・人口割・財政割・実績割により負担割合を決定し、積算しております。

また、消防本部を除く消防費につきましては、全額、消防署所在の町の負担となっております。

下段に負担率基準計数を、19 ページに地方債元利償還金に係る負担割合と負担率基準計数を記載しております。後ほどご覧くださるよう、お願い致します。

20 ページをお願いします。

(6) 令和6年度歳入決算状況及び 21 ページの(7) 令和6年度歳出決算状況は、6 ページ及び 9 ページで説明した款別の内容を目別にまとめたものです。

22 ページをお願いします。

(8) 歳入内訳及び歳出不用額一覧です。

はじめに歳入内訳です。歳入の決算額で、負担金のうち消防負担金では、2,355 万 8 千円の減で、繰越明許費の収入未済額同額によるものです。

手数料関係では、収集量の増加により、し尿処理手数料 82 万 3,520 円の増、処理量の増加により、ごみ処理手数料 31 万 8,795 円の増となりました。

財産収入については、財産売却収入で鉄屑、ペットボトル等の物品売却収入が 188 万 8,191 円の増となっております。

諸収入については、退職手当組合清算還付金などの雑入が 43 万 9,785 円の増となりました。

23 ページをお願いします。

歳出の不用額を説明致します。

節において 10 万円以上の不用額について説明致します。

最初に事務局所管分です。

事務局費 102 万 6,898 円は、4 節共済費 14 万 3,722 円で、基礎年金拠出金の負担金率変更によるもので、各所属においても同様の理由で不用額が生じております。9 節交際費 10 万円は、実績がなかったため全額が不用額となりました。10 節需用費 33 万 97 円で、ペーパーレス化による事務用品の節減等、消耗品の購入実績によるもの、11 節役務費 18 万 3,963 円で、電話料等通信運搬費の実績によるもの、12 節委託料 22 万 3,040 円は、講師派遣による職員研修の実績がなかったことによるものです。

24 ページをお願いします。

衛生センター所管分です。

し尿処理費 194 万 4,682 円は、10 節需用費 137 万 4,092 円で、光熱水費や修繕費等の実績によるもの、12 節委託料 28 万 2,842 円で、し尿収集運搬業務委託料等の実績によるものです。

ごみ再生処理費 34 万 7,614 円は、10 節需用費 12 万 5,559 円で、燃料費等の実績によるものです。

最終処分場処理費 107 万 2,827 円は、10 節需用費 100 万 5,839 円で、消耗器材費、燃料費、修繕費等の実績によるものです。

続いて、消防本部所管分です。

消防本部費 84 万 4,467 円は、4 節共済費 15 万 460 円で、事務局同様、負担金率変更によるもの、8 節旅費 21 万 2,560 円で、緊急消防援助隊派遣の実績がなかったことにより、派遣旅費と 13 節使用料及び賃借料 22 万 600 円のうち車輛フェリー代が不用額となりました。

10 節需用費 10 万 6,710 円で、消耗品費等の購入実績によるものです。

25 ページをお願いします。

松前消防署所管分です。

署費 177 万 7,799 円は、4 節共済費 101 万 4,268 円で、事務局同様、負担金率変更によるもの、8 節旅費 17 万 9,360 円で、出張等の実績によるもの、10 節需用費 32 万 4,546 円で、修繕費の実績によるものです。

団費 65 万 5,700 円は、1 節報酬 53 万 6,185 円で、火災等の出動実績によるものです。

施設費 23 万 2,638 円は、10 節需用費 22 万 7,548 円で、消火栓維持補修費等の実績によるものです。

次に、福島消防署所管分です。

署費 567 万 5,478 円は、3 節職員手当等 38 万 2,432 円で、出動実績によるもの、4 節共済費 404 万 1,467 円で、事務局同様、負担金率変更によるもののほか、退職者手当組合負担金の事前納付金の廃止によるものです。

10 節需用費 94 万 5,430 円で、修繕費等の実績によるものです。

団費 82 万 581 円は、1 節報酬 52 万 2,205 円で火災等の出動実績によるもの、10 節需用費 17 万 3,941 円で、車輛維持修繕費等の実績によるものです。

26 ページをお願いします。

知内消防署所管分です。

署費 311 万 9,366 円は、3 節職員手当等 46 万 7,314 円で、出動実績によるもの、4 節共済費 76 万 3,302 円で、事務局同様、負担金率変更によるもの、8 節旅費 21 万 5,440 円で、出張等の実績によるもの、10 節需用費 112 万 3,490 円で、燃料費の実績のほか、車検整備の実績等によるもの、11 節役務費 14 万 8,096 円で、各種手数料の実績によるもの、17 節備品購入費 31 万 200 円で、活動用備品購入費等の実績によるものです。

団費 69 万 713 円は、1 節報酬 40 万 9,378 円で、火災等の出動実績によるもの、10 節需用費 10 万 5,220 円で車検整備の実績によるものです。

施設費 22 万 907 円は、10 節需用費 17 万 9,207 円で、修繕費の実績によるものです。

27 ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。

署費 182 万 8,462 円は、4 節共済費 66 万 6,871 円で、事務局同様、負担金率変更によるもの、10 節需用費 97 万 5,750 円で、燃料費等の実績によるものです。

団費 50 万 8,117 円は、1 節報酬 21 万 6,900 円で、火災等の出動実績によるもの、10 節需用費 22 万 4,959 円で、車輛維持修繕費等の実績によるものです。

歳出合計で予算額から支出済額、繰越明許費を差引きしますと、不用額 2,317 万 1,991 円となりました。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩を致します。

休憩 午後 2 時 5 8 分
再開 午後 3 時 1 3 分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

続きまして、28 ページの(9) 衛生関係資料と 29 ページの(10) 消防関係資料につきましては、後ほど衛生センター長と消防長より、説明致します。

以上で決算説明書の説明を終わります。

次に、決算書により、実質収支及び財産に関する調書、基金等を説明致します。

資料3 決算書 33 ページをお願いします。

【3】実質収支に関する調書です。

1. 歳入総額 16 億 7,662 万 8 千円から、2. 歳出総額 16 億 4,993 万 8 千円を差し引いた、3. 歳入歳出差引額は 2,669 万円となり、4. 翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5. 実質収支額は 3 と同額 2,669 万円となります。6. 実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

34 ページをお願いします。

【4】財産に関する調書です。

1 公有財産、(1)土地及び建物の総括で説明致します。

最初に、土地については、前年度末からの増減はなく、その他の施設と山林を合わせまして、決算年度末残高合計 12 万 5,230.78 m²となっております。

建物については、木造部分は消防施設の異動があり、福島消防署岩部自警団器具置場取壊しにより、19.44 m²の減、非木造部分は増減なし、合計で 19.44 m²の減となりました。

なお、その他の施設の異動はないため、決算年度末現在高は合計で 1 万 3,414.37 m²となっております。

内訳は、35 ページの行政財産、36 ページの普通財産、37 ページの山林について、記載のとおりとなっております。

38 ページをお願いします。

2 物品です。増減のあったものは、消防分の消防車両が 2 台増、2 台減、救助器具（油圧式）一式が 1 組増、1 組減、空気呼吸器が 1 台増、1 台減で、所属所の内訳は備考欄に記載のとおりです。

39 ページをお願いします。

3 基金です。

(1) 渡島西部衛生センター施設整備基金の決算年度末現在高は、先に説明しましたとおり、1 億 3,580 万 3,090 円であり、次の 40 ページから 41 ページまでは、施設整備基金の決算審査意見書と運用状況調書です。後ほどご覧ください。

以上で、決算内容の説明を終ります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

事務局長の説明が終わりました。

廃棄物収集処理実績表の説明を求めます。

堺泰幸衛生センター長。

○衛生センター長（堺泰幸）

それでは、(9) 衛生関係資料についてご説明致しますので、ナンバー 4 一般会計決算説明書の 28 ページをお開きください。

タイトルは、渡島西部衛生センター廃棄物収集処理実績表（前年度比）でございます。

表の区分に沿ってご説明致します。最初は「浄化槽汚泥処理実績」です。

搬入量の合計は 2,060k^lであり、昨年より 40k^l減少し、対前年伸率では 3.2%の減となりました。

松前町と福島町において、対前年伸率は記載のとおりですが、今後、合併浄化槽が普及してくれば処理量が増加してくると思います。

知内町においては、下水道が普及しておりますので、今後も 50k^l未満で推移していくものと思われます。

木古内町においては、令和2年度以降、搬入実績がありません。

次に、し尿収集実績についてご説明致します。

収集量の合計は1万5,534.24kℓであり、昨年より497.98kℓ減少し、対前年伸率では3.1%の減となりました。全体の減少理由につきまして、こちらは人口減少及び下水道と合併浄化槽の普及に伴うものと考えております。

続いて、ごみ処理実績についてご説明致します。

当センターで扱うごみは、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、缶やペットボトル、その他プラスチック容器類の資源ごみでございます。

処理量の合計は788.64トンであり、昨年より10.3トン減少し、対前年伸率では1.3%の減となりました。

対前年伸率を見ますと、福島町だけが増加しており、その他の町は記載のとおり減少しています。

マイナスとなった町については、人口減少によるものと思いますが、増加した福島町については、令和6年度において火事ごみの搬入がありましたので、その分増加しております。

現在は、ごみの減量化について各町の担当者と協議をし、4町合同で減量化に対する取り組みを行っているところです。

今年度はリサイクルプラザの見学会を実施しており、その中で分別の仕方などを研修した後、施設見学を実施しました。参加者からは「参加してよかった」という声を多数聞いております。

また、出されたごみですが、その他プラスチック容器類については、汚れや臭いのせいで6割が燃えるごみに回っている状況です。さらに、不燃物の中に洗っていない缶が入っていることが多いので、この辺を改善していけば、燃えるごみの減量化と資源ごみの収入増が見込めますので、4町の担当者と協議しながら、分別の周知と減量化に向けて進めていきたいと考えています。

最後に、最終処分場処理実績についてご説明致します。

埋立量の合計は736.27トンであり、昨年より140.04トン減少し、対前年伸率では16%の減少となりました。

埋立量の減少した理由については、各町から持ち込まれたごみの減少及び渡島廃棄物処理広域連合から受け入れしております飛灰が、前年度より約140トンほど減少したためです。

以上をもちまして、衛生関係資料の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

衛生センター長の説明が終わりました。

消防関係資料の説明を求めます。

伊藤則幸消防長。

○消防長（伊藤則幸）

それでは、消防関係資料の説明を致します。29ページをお願い致します。

表に記されております括弧書きにつきましては、前年度の数値でございます。

はじめに、上段の表、救急活動状況についてご説明致します。表右下の合計欄をご覧ください。

出動件数の合計につきましては、1,390件で前年度と比較し75件の減少、搬送人員につきましては1,348名で、前年度と比較致しますと54名減少しております。

出動件数を構成町ごとに見ますと、松前町が前年度より39件減少しておりまして、564件、福島町が13件減少で297件、知内町が7件増の215件、木古内町が30件減少しており314件となっております。

次に、中段の表、ドクターヘリ搬送状況でございます。表右下の合計欄をご覧ください。

組合全体の出動件数は42件で、前年度より4件減少しております。搬送人員は41名で、4名の減少となっております。構成町ごとの搬送人員では、松前町、知内町が3名の増加となっております、他の2町は減少している状況でございます。

続きまして、下段の表、火災発生状況についてご説明致します。

発生件数は前年度より2件多い7件で、亡くなられた方はおりませんでした。
構成町ごとの火災種別、損害額につきましては記載のとおりでございます。
以上で、消防関係資料の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

認定第1号に賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、認定第1号は認定することに決定致しました。

◎議案第8号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第8号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、資料1議案と資料2説明資料をご用意いたします。

資料1議案の25ページをお願いします。

議案第8号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,779万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億196万8千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算の概要を申し上げます。

経費別構成町負担按分表確定による負担金額の調整、決算額確定による繰越金及び剰余金の還付、令和5年11月罹災のリサイクルプラザ火災に係る災害共済金のほか、本年5月に発生したリサイクルプラザ爆発事故に係る修繕費、消防車両のカーナビに係るNHK受信料、福島消防署のヒグマ出沒対策及び木古内消防署の行方不明者捜索に係る時間外勤務手当等となっております。

それでは、資料2説明資料13ページをお願いします。

議案第8号関係、経費別構成町負担按分表の変更について。

1 提案の理由について。

構成町の負担金割合につきましては、組合同約第15条第2項で、均等割及び人口割、また、財政割、衛生関係のし尿処理等の実績割に基づき積算するものと規定されております。

この度、今年度の負担率確定の基礎となる構成町の令和7年4月1日の住民基本台帳人口、また、令和6年度のし尿収集量、ごみ処理量、最終処分場埋立量の年間実績量が確定しましたので、これに関係する構成町負担率を変更致します。

2 構成町負担率変更に伴う負担金の調整について。

負担率の変更に伴い、下記のとおり構成町負担金を調整致します。

なお、構成町の衛生負担金の増減の主な要因は、し尿処理実績等によるものです。

13 ページの右下の「構成町ごとの増減計」のとおり、松前町、福島町、知内町は増、木古内町は減となっております。

14 ページから 15 ページに当初の負担按分表、16 ページから 17 ページに確定後の負担按分表を掲載しております。

確定後の負担按分表により構成町の負担金を調整するものです。

続いて、補正予算の説明を致しますので 21 ページをお願いします。

それでは、歳出から所属毎に節で 10 万円以上の増減があったものを中心に説明致します。

始めに、事務局所管分です。

6 款諸支出金、1 項、1 目前年度会計剰余還付金 1,956 万 1 千円の増額で、22 節償還金利子及び割引料同額は、決算確定に伴う消防部門に係る構成町への還付金となっており、還付額は説明欄に記載のとおりとなっております。

2 項、1 目衛生センター施設整備基金積立金 2,925 万 7 千円の増額で、24 節積立金同額のうち 712 万 9 千円は、決算確定に伴う衛生部門に係る繰越金によるもの、2,212 万 8 千円は令和 5 年 1 1 月罹災のリサイクルプラザ火災に係る災害共済金によるもので、施設整備基金へ積立てするものです。積立金内訳は説明欄に記載のとおりとなっております。

また、25 ページに令和 7 年度衛生センター施設整備基金積立調書を掲載しております。後ほど、歳入と併せて説明致します。

衛生センター所管分です。

3 款衛生費、1 項、2 目ごみ再生処理費 426 万 8 千円の増額で、10 節需用費同額は、リサイクルプラザ爆発事故及び可燃物搬送コンベアの修繕費によるものです。

22 ページをお願いします。

消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費 9 万 9 千円の増で、13 節使用料及び賃借料同額は、公用車用カーナビ（テレビ機能付き）のNHK受信料未契約分によるものです。

NHK受信料については、本部及び 4 署で総額 148 万円となっており、以下、各所属における内容の説明は割愛させていただきます。

松前消防署所管分です。

3 項、1 目松前施設費 48 万 7 千円の増額で、10 節需用費同額は、ホース乾燥タワーリフト及びエアコン室外機防雪フード修繕によるものです。

福島消防署所管分です。

1 項、3 目福島消防署費 144 万 8 千円の増額で、3 節職員手当等 80 万円の増は、ヒグマ出没対策に伴う時間外勤務手当によるものです。

17 節備品購入費 24 万円の増は、消防署用冷蔵庫の故障によるものです。

23 ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。

1 項、5 目木古内消防署費 159 万 2 千円の増額で、3 節職員手当等 127 万 5 千円の増は、行方不明者捜索に伴う時間外勤務手当等によるものです。

3 項、4 目木古内施設費 43 万 1 千円の増額で、10 節需用費同額は、庁舎用電気設備及び非常用発電機修繕によるものです。

歳出の補正についての説明は以上です。

続いて歳入を説明致しますので、18 ページをお願いします。

1 款分担金及び負担金、1 項、1 目衛生負担金 426 万 8 千円の増額は、按分率変更と歳出補正に伴うものです。構成町の負担金は、1 節松前町負担金から 4 節木古内町負担金まで記載の額となります。

2 目消防負担金 458 万 6 千円の増額は、事務局費、消防本部費は按分により、署費、施設費、消防

公債費は構成町からの負担となり、また、地方交付税分は交付先が福島町となっていることから、福島町負担金に計上しており、構成町別の負担金は、1 節松前町負担金から 4 節木古内町負担金までの記載の額となります。

4 款財産収入、2 項、1 目、1 節物品売払収入 12 万 7 千円の増額は、木古内消防署の訓練用足場解体に係る廃棄鋼材売払いによる増となっております。

19 ページをお願いします。

5 款繰入金、1 項、1 目、1 節衛生センター施設整備基金繰入金は、按分率の変更に伴い、各町基金繰入額が変更となるもので、財源調整のため補正額は 0 円となっております。

25 ページをお願いします。

令和 7 年度衛生センター施設整備基金積立調書です。

太字記載、青塗りつぶし部分が今回の補正に関連するものとなっており、各構成町の内訳につきましては、確定後の経費別構成町負担按分表に基づき算出しております。

補正後の繰入額につきましては、(3)取崩額欄の横軸に各事業、縦軸に各構成町の内訳を記載しております。

また、補正後の基金積立金につきましては、(2)積立金欄の横軸に、決算繰越額、災害共済金、縦軸に各構成町の内訳を記載しております。

19 ページにお戻りください。

6 款繰越金、1 項、1 目、1 節繰越金 2,669 万円の増額は、令和 6 年度一般会計決算確定によるもので、歳入から歳出を差引きした額となっております。

20 ページをお願いします。

7 款諸収入、2 項、1 目、2 節保険金収入 2,212 万 8 千円の増額は、歳出でもご説明した、リサイクルプラザ火災に係る公有物件建物災害共済金の給付決定によるものです。

8 款組合債、1 項、1 目、1 節一般廃棄物処理事業債は、按分率の変更に伴い、各町起債額が変更となるもので、財源調整のため補正額は 0 円となっており、該当する事業については、ごみ運搬車購入事業です。

総額では、歳入歳出とも 5,779 万 9 千円の増額補正となります。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 8 号に賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第 8 号は可決致しました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第 11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認を議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席、派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正副議長、議員

を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり承認することに決定致しました。

出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決、閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

本会議の案件の審議を全て終了致しましたので、令和7年第1回定例会を閉会致したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本日の会議を閉じます。

○議長（溝部幸基）

どうもご苦労様でした。

（閉会 午後3時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 伊藤 幸司

署名議員 又地 信也